

平成 30 年度第 2 回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

平成 30 年 11 月 26 日（月） 14 時から

2 場所

小牧市役所 東庁舎 4 階 本会議用控室

3 出席委員

長田 宏	尾張中央農業協同組合代表理事専務
鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
山下 智也	愛知県議会議員
天野 正基	愛知県議会議員
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
大塚 俊幸	中部大学教授
玉井 宰	小牧市議会議長
木村 哲也	小牧市議会議員
小島 倫明	小牧市議会議員
舟橋 秀和	小牧市議会議員
小柳 松夫	小牧市区長会連合会長
和田 美保	アレルギーっ子のつどい クリスマスローズ 副会長

4 欠席委員

西倉 潔	名古屋造形大学教授
稲垣 衿子	小牧市議会議員
萩原 生之	小牧警察署長

5 事務局

渡辺 学	小牧市都市建設部長（都市整備担当）
小川 尋典	小牧市都市建設部次長（都市整備担当）
永井 浩仁	小牧市都市建設部都市政策課長
平野 淳也	小牧市都市建設部都市政策課課長補佐
大澤 正人	小牧市都市建設部都市政策課計画係長
白木 裕之	小牧市都市建設部都市政策課計画係技師
長谷川 裕一	小牧市都市建設部都市政策課計画係主事
水野 隆	小牧市都市建設部みどり公園課長
泉 勝彦	小牧市都市建設部みどり公園課課長補佐
戸松 裕貴	小牧市都市建設部みどり公園課公園整備係長
藤田 伸也	小牧市市民生活部ごみ政策課長

6 傍聴者

5名

7 議事

第1 議題

会長の選出について

会長の職務代理者の指名について

第2 議事録署名者の選任

第3 議案審議

議案第2号 尾張都市計画公園の変更について（小牧市決定）

議案第3号 特殊建築物の敷地の位置について

諮問第1号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

第4 報告

小牧市都市計画マスタープランの改定について

第5 その他

【事務局（平野課長補佐）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、このたびは、委員就任につきましてもご快諾を賜り、重ねて御礼申し上げます。

委員の皆様方には、11月1日付けで審議会委員の委嘱状を送付させていただきました。本来であれば委員お一人お一人に交付させていただくところですが、時間の都合上、このような形に代えさせていただきますこと、お許しください。

また、委員及び事務局職員の紹介につきましては、本日お配りしております審議会委員名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、平成30年度第2回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は12名でございます。したがって、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立いたしております。

次に、会議の開催に当たり、事務局を代表して都市建設部長の渡辺より挨拶申し上げます。

【事務局（渡辺部長）】

皆様、改めまして、こんにちは。

都市建設部長の渡辺でございます。

皆様方には、小牧市都市計画審議会の委員に承諾を賜りまして、改めてお礼申し上げます。また、本日は、ご多忙の中、本市議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、都市計画につきましては、都市計画法第2条の規定におきまして、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びに、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としております。

この基本理念のもと、当審議会につきましては、小牧市都市計画審議会条例第1条に基づきまして、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査・審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査・審議することを目的としております。

本日の審議会では、議案審議といたしまして3件ございます。

まず、1件目が、尾張都市計画公園の変更についてであります。2件目が、建築基準法第51条ただし書に基づきます特殊建築物の敷地の位置についてでございます。そして3件目が、愛知県が定めます尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてを予定しております。また、報告事項といたしまして、小牧市都市計画マスタープラン改定の検討状況についてを予定しております。

委員の皆様におかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではござい

すが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【事務局（平野課長補佐）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、議案第2号「尾張都市計画公園の変更（小牧市決定）」から資料1「全体構想（案）」についての4点となっております。また、本日お手元に配付させていただきましたが、「参考 愛知県における建築基準法第51条ただし書許可基準との対比」と書かれましたA4横の資料が1点の、合わせて5点となりますが、不足している資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては会長にお務めいただくこととなっておりますが、委員任命後初めての審議会であり、会長が選出されておられませんので、会長が選出されますまでの間、仮議長を事務局で務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしの声をいただきましたので、都市建設部長の渡辺が仮議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

【仮議長（渡辺部長）】

仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1 議題、「会長の選出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

【事務局（永井課長）】

それでは、会長の選出につきましてご説明をさせていただきます。

小牧市都市計画審議会の会長につきましては、小牧市都市計画審議会条例第4条第1項に、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」と記載してございます。したがって、学識経験のある者として委員に任命されております7名の方の中から会長の選出をお願いするものでございます。

【仮議長（渡辺部長）】

会長の選出は、条例の規定によりまして学識経験のある者の中から選挙によって選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

【小柳委員】

説明がありましたように、学識経験のある者7名の選挙ということになっておりますが、

私は指名推薦ではいかがかと思っていますので、お諮りいただければと思います。

【仮議長（渡辺部長）】

ただいま、小柳委員より指名推薦とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしとのことですので、指名推薦の方法で行うことといたします。

どなたか推薦はございますでしょうか。

【小柳委員】

指名推薦ということでお願いしましたところ、全員一致でご賛同いただきましたので、私といたしましては、都市地理学や都市政策をご専門とされております、学識経験も豊富で、これまでも当審議会の会長もお務めいただいております。したがって、引き続き中部大学の塚俊幸委員を推薦させていただきます。

【（仮議長） 渡辺部長】

ただいま、小柳委員より塚俊幸委員を会長にとの推薦がございました。

ほかにご推薦はございますでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

ないようですので、塚俊幸委員を会長とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしの声が多数でございますので、したがって、塚俊幸委員を当審議会の会長とすることに決しました。会長が選出されましたので、仮議長の職を引かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局（平野課長補佐）】

それでは、ただいま選出されました塚会長よりご挨拶いただきたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

【塚会長】

ただいま会長に選出いただきました、中部大学人文学部で都市地理学を担当しております塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回に引き続き会長を務めさせていただきます。この都市計画審議会というのは、いろいろ審議会がありますが、都市計画という都市の今後をどうしていくのかという重要な審議会であります。それぞれ皆さんご専門の立場からこの審議会の委員としてご参加いただいているということですので、それぞれの立場から忌憚のないご意見を出していただいて、よりよい都市づくりのためにご尽力いただければと思っています。

【事務局（平野課長補佐）】

それでは、以後の議事進行につきましては、大塚会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【大塚会長】

それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきたいと思ひます。

初めに、会長の職務代理者の指名についてでございます。

小牧市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づいて、会長の職務代理者として学識経験者の長田宏委員を指名したいと思ひますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

では、異議なしということですので、長田委員よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2 議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定によりまして、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名者として、長田宏委員と鈴木照夫委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、日程第3 議案審議に入りたいと思ひます。

議案第2号「尾張都市計画公園の変更について」事務局から提案理由の説明をお願ひいたします。

【事務局（水野みどり公園課長）】

それでは、ただいま議題となりました議案第2号について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

1ページをお願ひいたします。

議案第2号「尾張都市計画公園の変更について」であります。

この案を提出いたしますのは、小牧市において都市計画公園の適正配置を図るため、多気中央公園を追加し、地域住民の利用に供するため、必要があるからであります。

3ページ、4ページをお願ひいたします。

本市では、「人と緑 かがやく創造のまち」を目指すべき将来都市像としておりまして、現在「第6次小牧市総合計画新基本計画（平成26年度～30年度）」では、実現に向けた取り組みとして、市民が身近に緑とふれあえる場をつくることを目的としており、市民の利用ニーズを踏まえながら、地域に根ざした公園・緑地・緑道の整備を推進しております。

また、緑の基本計画では、都市公園の整備目標として、一人当たりの公園面積を現状の7.4平方メートルから平成32年度に7.6平方メートルを目指し、公園の適正配置を進めております。

多気中央公園の予定地は、小牧市南部の北里地域に位置し、周辺を田畑や住宅等に囲まれた落ちついた雰囲気の良い土地であります。その一方で、周辺住民が日常的に憩い、子ども達がのびのびと安全に遊ぶことのできる身近な都市公園が不足している地域でもあり、公園整備に対するニーズが高い地域でもあります。

多気中央公園は、子どもの安全な遊び場所の確保、地域コミュニティの活性化、市民の皆さんの憩いの場を確保すること、災害時における一時的な避難場所等、多目的な利用が考えられ、本市の公園整備方針に基づき、都市公園が不足している地域の改善を図るため、追加しようとするものであります。

次に内容についてであります。1 ページにお戻りください。

公園の種別といたしましては、街区公園であります。

公園の番号及び公園名につきましては、2・2・766号 多気中央公園であります。

公園の位置につきましては、多気西町。面積は、約0.17ヘクタールであります。

整備内容につきましては、広場、遊具、植栽などを配置する予定でございます。

ここで、ただいま申し上げました種別、名称についてご説明いたします。

種別の街区公園は、周辺に居住する方の利用に供することを目的とする公園で、面積約0.25ヘクタールを標準としております。

次に、公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名であらわしております。番号は区分、規模及び一連番号の3つの数字で表示しております。最初の2は街区公園を示しております。次の2は規模をあらわし、面積1ヘクタール未満を示しております。次の3桁の数字は、小牧市に割り振られている街区公園の一連番号であります。番号のスタートは701番から始まり、多気中央公園は街区公園で66番目となります。

また、参考といたしまして、7ページ、8ページに位置を示す図面、9ページ、10ページに計画区域を示す図面、及び11ページには平面計画の図面を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、公園整備の詳細な内容につきましては、ワークショップ等を開催し、決定していく予定でございます。

次に、経過と今後の手続であります。今年7月に愛知県へ事前協議を行い、都市計画変更案の公告、縦覧を9月18日から10月2日まで行いましたところ、期間中の閲覧者は2名で、意見書の提出はございませんでした。この後、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更決定の告示を行う予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。いかがでしょうか。

【小柳委員】

住民から既に要望されておる公園ということで、基本的には賛成でございます。

1点お聞きしたいのは、公園の変更の、6ページに書いてありますが、7月19日に事前協議をやって7月26日に回答したということになっていきますので、その事前協議で何が出たのかということと、どう回答したのかということをお聞きしておきたいなと思います。

【事務局（水野みどり公園課長）】

事前協議は、こちらに添付してある図面等の資料等の内容で行わせていただいております。愛知県からは、特に質問と申しますか、変更点とか指摘事項等はございませんでした。

【小柳委員】

ありがとうございました。結構です。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第2号「尾張都市計画公園の変更について」は、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」の声]

では、異議なしと認めます。よって、議案第2号「尾張都市計画公園の変更について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号「特殊建築物の敷地の位置について」事務局より提案理由の説明をよろしく申し上げます。

【事務局（永井課長）】

それでは、議案第3号につきまして、説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料、第3号議案「小牧市における特殊建築物の敷地の位置について」をお願いいたします。

初めに、本案件につきましては、小牧市大字下末地内におきまして一般廃棄物の処理施設を設置したいとの申請につきまして、その位置が都市計画上支障がないかにつきまして、許可権者であります愛知県知事から、その敷地が所在する当審議会に付議されているものでございます。

それでは、概要につきましてご説明申し上げますので、資料1ページをお願いいたします。

申請者は、株式会社バイオス小牧 代表取締役 多田純二氏であります。

施設の名称は、小牧バイオガス発電所。

敷地の位置は、小牧市大字下末字野本 383 番 2 ほか 6 筆。

敷地面積は、3, 737.62 平方メートルで、処理施設の処理能力は、いずれも 1 日当たり、ごみ処理が 91.1 トン、汚泥の脱水が 288 立方メートル、廃プラスチック類の破砕が 29.53 トンであります。

建築物は、鉄骨造 2 階建て、延べ面積は 900.50 平方メートルであります。

次に、理由でございますが、申請者は平成 29 年 3 月に設立された会社で、本施設は食品廃棄物、生ごみ、し尿・汚泥等を原料としたメタン発酵バイオガス発電を行うものであり、このたび、本事業を行うに当たりまして、工業専用地域における汚泥の脱水施設の 1 日当たりの処理能力が 30 立方メートル、廃プラスチック類の破砕施設の 1 日当たり処理能力 6 トン、一般廃棄物のごみ処理施設の 1 日当たり処理能力 5 トンの基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定により許可が必要となるものでございます。

次に、2 ページの総括図をお願いいたします。

図面中央下の赤色着色が建設地でございます。この建設地は、名鉄小牧線小牧駅から東に約 2 キロメートル、住居・学校・病院等の建設ができない工業専用地域に位置しております。

次に、3 ページの付近状況図をお願いいたします。

建設地につきましては、図面中央の赤い斜線で示した部分となります。建設地の西側には幅員 9 メートルの市道下末五反田一号線が接しております。周囲は、工場や倉庫などが立地しております。また、住居につきましては、最も近い既存集落が建設地の東約 400 メートルに位置しております。

次に、4 ページの計画図をお願いいたします。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色で塗りつぶしたところが建築物となる搬入された食品残渣や排水汚泥の保管、破砕選別を行う前処理棟となります。その他、廃棄物の処理を行う発酵タンクや発酵したバイオガスで発電を行う発電設備、排水処理を行う水処理施設などが配置されております。

敷地への出入りは、西側の幅員 9 メートルの市道からとなり、図面では左側の黒い三角印でお示しをしております。搬出入の車両用の駐車場や従業員駐車場は敷地内に確保されております。また、敷地の周囲には、緑色で塗りつぶしてございますが、緑地が設けられることとなっております。

恐れ入りますが、本日配付しております別の資料、「参考 愛知県における建築基準法第 51 条ただし書許可基準との対比」をお願いいたします。

この資料につきましては、ただいまご説明しました今回の施設の状況と、愛知県における建築基準法第 51 条ただし書の許可基準とを対比したものでございます。資料に記載させていただいておりますとおり、位置の基準や道路の基準等の各項目におきまして適合しているといった状況となっております。

なお、お手元の資料にはございませんが、本案件に係ります環境に対する影響につきまして生活環境影響調査を平成 30 年 8 月に実施し、大気・騒音・振動・水質・悪臭につきまして全て環境基準値未満であり、影響は軽微である、もしくは影響は与えないとの結果となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。いかがでございましょうか。

【鈴木委員】

この会社は、処理能力、ごみ処理 91.1 トン、汚泥の脱水と数字がございましたけれども、近隣に対する不安感、そういった面の考慮はされていますかね。

といいますのは、工業専用地域で下末の住宅街と接しているところで、地域内には危険物がいっぱいあるんですよ。道路 1 本外れて住宅地がありますけれども、その方たちが非常に不安に思ってみえます。

なお、境界のこっちはどンドンどンドンと自由にやるとよと、我々の住まいのほうは非常に危険なもの、ペンキ、油類、そういうものがちょうどこの境界側に集まってきてるんですよ。そんな中でこういうのを設置されるということは非常に、環境基準に適合していれば問題ないんですけれども、そういった面の地元の反応というのはどうかなと思ひまして、お聞きしたいんですけれども。

【事務局（永井課長）】

地元となります下末区長、それから自治会の役員の方々への説明を平成 29 年 10 月 14 日に実施したとお聞きしております。

また、隣接する運送会社がございましたけれども、そちらにつきましても平成 30 年 3 月 12 日に説明を行ったとございます。その際に意見が出たのかという点につきましてですが、特に意見はなかったということをお聞きしております。

【事務局（藤田ごみ政策課長）】

今のご説明で、補足させていただきたいと思ひます。

私どもごみ政策課といたしましても、以前より住民の役員さんに対する地元説明会は同席させていただいております。その中で役員さんからも地元に対する住民説明会を開いてほしいというご要望がございまして、実は昨日ですが、広報等でお地元の住民の方にご案内をした上で説明会を開催させていただきまして、40 名ほどのご参加をいただいております。

ます。

その中で、事業の概ねの概要もご説明させていただいた中で、特に皆様方から反対的な意見も出ることなく、昨日は終了しているということで補足させていただきます。

【大塚会長】

恐らく鈴木委員のご質問というのは、工業専用地域の隣接地域にお住いの方は、今回の案件に限らずいろいろと不安があって生活されている。そこに新しいものが入ってくることに對して、住民の意向を把握しながら、それを反映させるようなことをちゃんとやっているかというご質問かと思います。

【鈴木委員】

そうですね。

それと、事前に許可された工場とか倉庫がございますけれども、その辺の許容量、きちんと把握しているのかなと思うんですよ。例えば、この工場の中に灯油、燃料の石油製品はどれだけ入れてよろしいですよというもとに許可されているんですけども、そういったものは消防署が管理しとると思うんですけども、隣接した住民さんも本当に頭を悩ましてみえるんですよ。どんどんどんどんと車が入り出す、量は増えてくる、その隣に住んでいる者の身になってみよと言われると、本当に考えられますし。

あと、桃花台線に1つ汚泥を処理する工場がございますね。あの問題もこちらのほうにも伝わってきとるんですよ。近隣の人が工場側と話も全然できないということで非常に困って見えますけども、そういうことのないようにぜひお願いしたいなと思っています。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。

【小柳委員】

小牧市では初めての試みというか、こういうものの系列ができるということが、新しくリサイクルという面からすれば、方向としてはいいではないかと思うんですけど。

鈴木委員がおっしゃったように、生ごみも扱うし、企業系や事業系の生ごみだけではなくて一般ごみも処理できるということのようですので、生ごみにおける悪臭とかについては特に注意を、あるいは処理水を放出するときに基準はいいかと、その辺はしっかり押さえておいてもらわないといけないとは思いますが、こういうものができるということは、決して悪いことではないと思っています。

【大塚会長】

この審議会では、場所の適正ということで議論していただいています。場所としては工

業専用地域で法的には問題ないということですが、それ以上に近隣の方々はいろいろ不安を抱えてみえるわけで、位置はいい、だからもうあとは自由ということではなくて、そこら辺はやっぱりちゃんと監視していかないといけないよということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第 3 号「特殊建築物の敷地の位置について」は、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

では、異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「特殊建築物の敷地の位置について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、諮問第 1 号「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」に移りたいと思います。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局（永井課長）】

それでは、諮問第 1 号について説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料、諮問第 1 号「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をお願いいたします

本諮問につきましては、愛知県が定める都市計画に関しまして、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき愛知県から本市に意見照会があったものであり、本市は回答するに当たりこの審議会に諮問するものであります。

それでは、主な内容のご説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

尾張都市計画区域のエリアを赤囲みでお示しをしており、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町の 7 市 2 町で構成され、県内ではこのほかに 5 つの都市計画区域がございます。

5 ページをお願いいたします。

第 1 章の基本的事項では基準年次を平成 30 年とし、概ね 20 年後を展望する中、現行区域マスタープランが平成 32 年を目標としていることから、10 年後の平成 42 年を目標年次として定めるものであります。

6 ページをお願いいたします。

第 2 章の都市計画の基本的方針では、平成 28 年度に愛知県が策定しました県全体の都市計画の基本的方針であります「愛知の都市づくりビジョン」の内容が記載されております。

都市づくりの理念といたしまして「時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」を掲げ、①から⑤の 5 つが都市づくりの基本方向とされております。

9 ページをお願いいたします。

5 つの都市づくりの目標のうち、①「暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換」、

10 ページになります、②「リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進」、11 ページ、③「力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進」、12 ページ、④「大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保」、13 ページ、⑤「自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進」の内容をそれぞれ記載してございます。

14 ページをお願いいたします。将来都市構造図であります。

尾張都市計画区域といたしまして、都市の拠点や土地利用、都市施設の将来像を示しております。中央やや右側が小牧市となりますが、本市に関しましては小牧駅周辺が都市拠点に、ピンク色の市街地ゾーン、紫色の工業ゾーン、黄色の農地・森林ゾーンとなっております。

16 ページをお願いいたします。

区域区分の有無といたしまして尾張都市計画区域は赤囲みでお示しておりますが、中部圏開発整備法における都市整備区域に含まれますため、都市計画法第 7 条 1 項により区域区分を定めることとなっております。

17 ページをお願いいたします。

その区域区分の方針でございますが、人口につきましては平成 32 年ごろにピークに達すると見込まれますが、世帯分離などにより世帯数は増加する見込みであり、また、産業につきましては、県内総生産は今後も増加する見込みであり、新たな住居系・産業系市街地が必要とされております。

19 ページをお願いいたします。

土地利用の方針といたしまして、住宅地及び商業地につきましては、集約型都市構造への転換を図ることといたしております。

20 ページをお願いいたします。

工業地につきましては、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や、既に工場が集積している工業地の周辺に配置を促進することとしております。また、高蔵寺ニュータウンを初めとする大規模住宅団地では、公共交通利便性の高い地区に都市機能を集約し、暮らしやすい市街地を維持するとともに、多世代が共生・交流する市街地の形成を図ることといたしております。

21 ページをお願いいたします。

都市施設の方針といたしまして、21 ページから 24 ページにかけまして、交通施設や下水道、河川、土地区画整理事業などの市街地開発事業、自然的環境の整備または保全について、それぞれの方針が記載されてございます。

以上、愛知県が定める尾張都市計画区域マスタープランの説明をさせていただきました。

この内容につきましては、これまで愛知県及び関係市町と十分調整が行われてきているものでございまして、また、本件に関するパブリックコメントや公聴会が概ね 4 月から 5 月にかけて行われております。その点におきましては、本市に関係する個別的な意見はございませんでした。

今後の予定でございますけれども、平成31年2月に開催予定となっております愛知県の都市計画審議会において審議される予定となっております。

以上、簡単ではございますが、諮問第1号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。いかがでしょうか。

今事務局より説明がありましたけれども、県で区域マスタープランをつくっているわけです。これを策定するに当たっては、県が勝手に決めているものではなくて、事前に各市町と情報交換を行いながら策定してきたということです。今度は逆に、これをもとに、次の議題にありますように、市町村の都市計画マスタープランの改定作業を進めていくという流れになっていくわけです。よろしいでしょうか。

【小柳委員】

この内容でどうのこうのという質問をするわけではありませんけれども、11ページもそうですし、20ページも21ページもありますが、高速道路やインターチェンジというのが出てきます。小牧の歴史を考えてみても、高度成長時代に東名、名神、中央自動車道の三大ハイウェイの、陸の要衝としての役割で、たくさんの企業が進出してきていただいた。そういうことで、実はその後のそれぞれ関係する人々の努力があって、今日財政的にもどちらかといえば恵まれておるといふ状況になったと思うんですね。

したがって、この高速道路についての関係ですが、前回私も、実は新しいハイウェイオアシスとかスマートインターという、地元要望として出させていただきました。そういうことも、この中に入る入らんは別として、小牧市の捉え方として、今後とも過去の歴史の中で学んだことについて。今、高速道路は網の目のように走っていますので非常に便利ですが。しかし、このスマートインターというのはETCを使うとパーキングエリアでも、そういうものがある、地域活性化のために努力しているということがかなりあります。したがって、小牧市もそういうことが今計画されておるなら、やはり市としても積極的に取り組むべきだと思って、考え方を少し述べさせていただきました。

【大塚会長】

ありがとうございました。

今の小柳委員のご発言は、多分次の報告でご発言いただく内容かなという気はしますが、ご意見として承っておきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】

17 ページで「新たな住居系及び産業系市街地が必要」と、16 ページも「区域区分を定める」ということであるんですが、当然なんですけど、少子高齢化ということで空き家が増えてくると、空き家の整理も絡めた上で、それでもやはり住宅に関する需要というのはとてもございまして。

こちら、本当に大局的な話だとは思いますが、小牧市北部の地域では市街化区域と調整区域が端境になっておりまして、そういったところをまたご配慮いただければと思うんですが、こういったことは今後の検討の中に入るんでしょうかということをお尋ねしたいんですけども。

【大塚会長】

今後の検討といいますと。

【木村委員】

この諮問に対して、この後詳細なところに入るのかどうかという話ですが、市として。

【大塚会長】

今は、県から意見の照会というか、県のつくっている計画に対して、これでいいか意見を求められているわけですね。

【木村委員】

なので、県から意見を求められているということは、求められているものに関して、本当にそこまでローカルで、市でいうとローカルなレベルの意見が県に対して入るものなのかどうかというのをお尋ねしたかったんです。

色分けでいうと本当に境界線の話ぐらいの本当に細かい話なので、私も議題に上げていいものかどうかちょっと逡巡しているところはあるんですけども。

【大塚会長】

なかなかそれは難しい話だと思いますが、どうですか。

【事務局（永井課長）】

ただいまのご質問も、市町村がつくる都市計画マスタープランにどちらかといえば反映されるべきものだと思っております。

少し補足で説明させていただきますと、愛知県は、資料 14 ページですけども、将来都市構造図というものがございまして、今の調整区域といったことは基本的には書かれていないんですけども、市街地ゾーン、あとは工業と農地ということでございますので、こ

のあたりに市街化調整区域がどこに入ってくるかというのは、県のこのプランのところではあまり書き込まれていないということになります。

ですので、愛知県も具体的に市街化区域と調整区域の線引きをどの辺にとというのは、ある程度市町村に委ねてくるような位置づけのものかなということを考えており、愛知県では具体的なところはなかなか書き込みづらいということで、先ほどご指摘いただいた17ページでは、県では新たな住居系及び産業系市街地が必要ということですが、少子高齢化で人口が減少する中、住居系市街地については拡大をしてもいいものなのかどうかというところは慎重に判断していくべきところだろうと市の事務局としては考えておりますので、今後、市の都市計画マスタープランの改定に当たっては、そうした位置づけの中で検討させていただければと考えております。

【木村委員】

最後に一言。

結局、市街化区域にする、もしくは調整区域を外すというのは表裏一体のことだと私は考えていまして、実際権限に関しては県が持っていると認識しています。ただ、こういった計画の礎になるものは結局市が上げていくものということになると、最終的にはどこにその話を持っていけば話が通じるものになるのか現段階では私もわからないなと思いました。ただ、一応地域の要望としては訴えていくだけではありません。

今回の件に関しては納得いたしました。

【大塚会長】

今事務局より説明がありましたが、この後報告があります都市計画マスタープランという市が策定する計画があって、そこで地域の人、住民の方々の意見を反映させながら市としての都市計画マスタープランをつくっていきます。それを県に上げていって、県がそれをベースにしていくということです。つまり、地元の意見を市の計画に反映させて、それを県へ上げていくということをやっていくことになります。その中で、今の木村委員の話も含まれた形で県に上がっていくのではないかと思います。

【木村委員】

そうですね。意見を求められた上で含まれていくということで認識いたしました。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

諮問第1号「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声]

では、異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は原案のとおり承認されました。

【大塚会長】

次に、日程第 4、報告事項に移りたいと思います。

「小牧市都市計画マスタープランの改定について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（大澤係長）】

それでは、報告事項となります「小牧市都市計画マスタープランの改定について」ご説明させていただきます。

資料は、お手元の資料、資料 1「全体構想（案）について」と書かれました資料となります。

初めに、資料にはございませんが、都市計画マスタープランについて少しご説明させていただきます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針で、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものであり、土地利用の方針や都市計画決定を伴うような道路や公園といった都市施設の整備の方針などを定めるものであります。

小牧市では、都市計画法の改正を受け平成 12 年度に小牧市都市計画マスタープランを策定し、その後、計画目標年次を迎えた平成 21 年度に改定を、平成 28 年度に、小牧市立地適正化計画の策定に合わせ一部見直しを行っております。そして、現行の都市計画マスタープランの計画期間が平成 31 年度末までとなっていることなどから、今年度、来年度の 2 カ年で新たな計画の策定を行うこととしており、現在検討に着手をしているところであります。

小牧市都市計画マスタープランは、小牧市全体の方向性を示す「全体構想」と、地域を分けそれぞれの特性に応じた方向性を示す「地域別構想」の大きく 2 つから構成され、全体構想については今年度、地域別構想については来年度に案の検討を進めることとしております。そして、本日は、全体構想のうち現況特性の整理、課題の整理及び都市づくりの目標についての検討状況を報告するものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、お手元の資料、資料 1 の表紙をお願いいたします。

表紙とその裏面は、本日の資料の目次となっております。

目次の最初にございます「現況特性の整理」では、人口や世帯数、産業、市民交通流動など、(1) から裏面にございます (11) の項目について既存データを収集し、客観的なデータとして、資料の 1 ページから 49 ページになりますが、それぞれ整理をしております。

そして、これらのデータをもとに本市における課題を整理いたしました。

資料の 50 ページをお願いいたします。

課題の整理では、国土のグランドデザイン 2050 や愛知の都市づくりビジョンといった国や愛知県の計画などを参考に、これからの都市づくりにおいて重要と考えられる視点、「都市構造」「都市活力」「都市生活」「都市環境」及び「都市運営」の 5 つを外的要因として設定し、その上で、先ほどの現況特性の整理から導かれる本市の「強み」と「弱み」を把握し、今後の都市づくり上の課題を抽出・整理いたしました。

50 ページの中段でございます(1)都市構造の視点、言いかえますとコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の視点を例に課題の抽出・整理について説明をさせていただきますと、都市構造の視点について、現況特性の整理から導かれる本市の強みとして、1 つ目の丸印であります。市街化区域への人口集積が進み、特に桃花台ニュータウンや小牧駅周辺において高い人口集積が見られることや、5 つ目の丸印となりますが、市全体を概ねカバーするバス路線が設定・運行されていることなどを挙げております。

一方、弱みといたしましては、1 つ目の黒丸となりますが、今後、人口減少が見込まれることや、3 つ目の黒丸となりますが、小牧駅周辺の中心拠点における空洞化や商店街の衰退傾向が見られることなどを挙げております。

資料の 51 ページをお願いいたします。

これらの本市の強み及び弱みを踏まえ、「強みを伸ばす」視点と「弱みを克服する」視点の双方について、課題を抽出・整理いたしました。

「強みを伸ばす」課題として、市街化区域における人口密度の維持・上昇を図ることや、日常生活を支える都市機能を今後とも維持・充実させていくことなどいたしました。

また、「弱みを克服する」では、今後の人口減少を緩やかにすることができるよう、現在の市街化区域を基本にさらなる定住促進を図ることや、中心拠点については本市の「顔」としてにぎわいの創出・活性化を図ることといたしました。

このように、ご説明いたしました都市構造の視点のほか、産業振興・交流拡大といった都市活力の視点、52 ページでございますコミュニティの活性化・安全安心といった都市生活の視点、53 ページでございます環境負荷低減・自然保全といった都市環境の視点、そして、54 ページでございますストック活用・担い手づくりといった都市運営の視点について、それぞれ強みと弱み、課題を整理しております。

資料の 55 ページをお願いいたします。A3 の資料となります。

55 ページでは、課題の整理において導かれた課題を踏まえ、それぞれの視点について、都市づくりの目標を設定しております。

資料の左側につきましては、先ほどの課題の整理において 5 つの視点から整理した課題を、右側にはそれぞれの視点についての都市づくりの目標を記載しております。

都市づくりの目標といたしまして、「中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約型都市づくり」を初め、「自然と調和しながら、新しい活力や多

様な交流を育む産業基盤づくり」「自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり」「小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくり」「将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展を続ける都市づくり」の5つを設定いたしました。

資料の56ページをお願いいたします。

56ページにつきましては、本市が目指すべき、概ね20年後の都市の姿を明らかにするものであります。

土地利用につきましては、既に住宅地や工業地などとして利用されておりますこれまでの状況がございますので、これらを前提に土地利用のイメージを図化しております。

本市を南北に縦断する名鉄小牧線の沿線につきましては、日常的な都市機能の維持・充実等により、一層人口等の集積が図られた市街地の形成を目指す「高密度市街地ゾーン」に設定し、その周りに利便性の高さを活かして居住の維持・誘導を図るとともに、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏が形成された住居系市街地の形成を目指す「居住ゾーン」や、地域内の未利用地の有効活用を促進し、さらなる工業・物流機能等の集積が図られた工業系市街地の形成を目指す「産業ゾーン」などを設定しております。

また、小牧駅から小牧山周辺のエリアを「中心拠点」に、そして、味岡駅、藤島、桃花台につきましても、これまでどおり「地域拠点」とするとともに、小牧山周辺及び市民四季の森や温水プールの周辺については、交流人口の拡大や多様な交流の創出を目指す「広域交流拠点」としております。

その他、南北の鉄道軸や東西のバス軸について、公共交通軸と位置づけております。

以上、簡単ではございますが、小牧市都市計画マスタープランの改定についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【大塚会長】

事務局からただいま説明をいただきました。報告事項ということではありますけれども、せっかくの機会ですから、ご感想なりご意見等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

現在、この都市計画マスタープランの策定委員会ということで別途組織して、私もそこらには参加させていただいております。今後、来年度にかけて策定していく中で、皆さんからいただいたご意見も受けながら検討を進めていくことになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

【小柳委員】

全体構想の案については、立派に構想づくりをされていると思います。したがって、今後これを具体的に進める中でかなり配慮していく部分があるだろうし、それぞれの市民のニーズも入れていかなきゃならない。その部分については今後の問題だと考えます。

構想としては、私はこういう構想でいいと思います。

【大塚会長】

ほかによろしいでしょうか。

【玉井委員】

53、54 ページのところですけども、課題として都市生活の視点ということで、強みを伸ばすというところで、桃花台の地区は整った都市基盤等という上では強みを伸ばすということでもいいんですけど、一方、右の54ページの、逆に、強みどころか、人口がどんどん減ってって一気に団塊の世代が高齢者になっていくという、人口減少という深刻な問題が弱みになるんですね。

一方では、インフラが整ったというのはいいい面ですけども、一方では逆に、活性化とか起爆剤とか魅力とか、そういったものがないと次の世代に地域が引き継ぎできないという悩みを抱えているわけです。ここは、別に桃花台に限らず、市の中心街だって次の世代につないでいくという視点がもうちょっとこういう都市計画マスタープランの中で。都市部だけじゃなくて、周りの地域もそれぞれやっぱり特性があると思うんですね。だから、その特性に合わせたような。コンパクトシティ、人口を一つのところに寄せてという意味はわかるんですけども。

特にこれから若い世代が、その地域って本当にいいよね、住みたくなるよねみたいな、そういうインセンティブがないと維持できないような地域が、特に桃花台がそうだと思うんですね。だから、そういった視点をもう少しこういうざくっとした都市計画マスタープランの中に、ただ単なるハードの部分だけじゃなくて、ソフトの部分をもう少し入れてもらったらどうかという。全体にして、ここをどうしろあしろというんじゃないんですけども。

【小柳委員】

言われていることは僕もよくわかるんですけど、僕も桃花台に住んでいますので。

例えば、10年前に1,000人おった生徒が、現在では300人を切るという状況なんですね。そういうことをここに書けない。どうすればいいかということは、問題提起はしても、それをどうするかということになると都度議論をして検討していかなきゃいけないということになる。

だから、1,000人おって300人になって、この先150人になって100人になってと、さらに沈んでいくようなことのないようにそれぞれ構想の中で決めていけば。構想そのものの中ではあまり具体的にはできないと思っているんですけどね。だから、構想はこれだって、また具体的にいろいろ委員会があつたり審議会があるものですから、その中で具体的な問題についてはまた意見聴取しながらやる、あるいはアンケートをとったりワークシ

ヨップをやったりしながら確実なものにしていくということだと思います。

【大塚会長】

今のご発言を伺ってしまして、玉井委員のご指摘はかなり重要なことだと思います。どこもやはり問題を抱えていて、その問題は弱みであるが、実は別の見方をすると強みであったりする。また、弱みを持ったそれぞれの地域も何らかのやはり強みというものがある。例えば桃花台のようなニュータウンが抱えている問題もあれば、都心部の空洞化という話もあります。実は空洞化で人はいないけども、裏を返してみれば、そこには公共交通が集まっていたり、歩いて暮らせるために必要ないろんな要素があったりするんじゃないかということです。弱みの一方で強みが実はそこにあるので、そういうところに目を向けてそれぞれの地域づくりを進めていくという考え方をこの都市計画マスタープランの根底に理念として持つておく必要があるのではないかという趣旨のご発言かなと思って伺っていました。

それは、そういう理念の中に文言としてやはり盛り込んでいただくように、今後のマスタープランの策定の検討の中でぜひお願いして、それを受けるのは私なのかもわかりませんが、やっていきたいなと思っております。

【鈴木委員】

2、3年前からの審議会の案で、私は桃花台の件にいつも触れているんですけど、やっぱり桃花台があれだけ、私たちから見た場合ですけど、魅力のない町なんですよ、はっきり言わせてね。どうしてあれだけ人口が減っていくかというのと、やっぱり前も申し上げたように、商業施設が少な過ぎるんですよ。人口4万人のあたりに、あの桃花台のピタの辺だけの商業地域では、人は集まりませんわ。だから、もっと分散して商業地域なんかをつけるような案を出したらどうですかと申し上げたら、県の指導でこういう地域性があるからできません。じゃ、それを打開するようなことを考えてくださいと、私はそう思うんですよ。そういうこともしない限り、今のままで沈滞していくと私は、高蔵寺ニュータウンの二の舞を踏むと思っていますけれども。

ですから、玉井さんが言われたように、実情の面を変えていくような。要するに、なぜ人口は増えないんだろうと、なぜ交通網がうまくいかないんだろうとか、そういうことを改革していくんだということを提案していけば、私は魅力のある町につながると思います。

【大塚会長】

ただ一方で魅力を感じる人もいると思います。車で自由にどこでも移動できる人にとってみれば、かなり便利な場所だと思います。やはり客観的に今のそれぞれの地域を見直すということが重要かなと思います。

今の鈴木委員のご意見の中で考えていけないといけないのは、都市のあり方自体にかか

わることで、商業というのは集積の利益を求め大きなものがどんと中心にあるのがいいのだということで商業集積をつくっていかうとするのか。あまりあちこち分散させないということで多分今までやってきていると思いますが、これからの少子高齢社会の中で、身近なところに買い物ができるような場所がやはり必要になっています。時代が変わってきたわけだから、それに合わせた都市づくりをやっていかないといけないんじゃないかというご提案は、これから都市計画マスタープランをつくるに当たってかなり重要なことで、それはぜひ策定委員会で検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】

先ほどの続きになるんですけど、結局 56 ページで、土地利用構想の中で、味岡駅の北西に当たるところ、ここは結局久保一色や岩崎、横内といった地域なのかと思うんですが、ここ自然環境ゾーンといっても、例えばどういったものが自然環境かなと想定したときに、結局は農地でしかないといえますか。

山は岩崎山と、あとはパークアリーナ。だから、自然環境ゾーンというよりも、単に今線引きが調整区域だから緑にしているのかなとか、本当にそういうふう思うんですよ。結局、需要としては、本当に今後農業をやる方が 20 年後にどれだけ残っているかということ考えたときに、ここを自然環境ゾーンとして宣言されるのは、地域の人に諮っても多分これかなわんという話になると思うんですよ。

ここに関して、あくまで大枠の絵ということであれば受容はできるんですけども、単に今の市街化区域なのか調整区域かというだけでこの色にしているんだったら、ちょっと根拠が薄いかなどは思います。これは本当に個人的な意見ですけども、よろしく願います。

【大塚会長】

ありがとうございます。

【事務局（永井課長）】

先ほどの桃花台の件で少し。

資料の 51 ページをお願いできますでしょうか。

51 ページの着色のところ、上から 3 行目に、「また」以降に「桃花台ニュータウンでは」というところがございます。この桃花台ニュータウンではということで、維持・誘導していくということで、維持という中には、先ほど複数の委員の方がおっしゃられましたことについては十分事務局では認識させていただいており、特に桃花台につきましては、都市計画マスタープランを策定するに当たりまして重要地区であるという意識がございますので、今ワーキンググループを 3 つつくってございますけれども、その 1 つに桃花台地

域のあり方というワーキンググループを 1 つ特別に設けて検討していくこととしておりますので、事務局としては十分認識させていただいているということで、よろしくお願ひしたいと思います。

木村委員の言われましたことにつきましては、これはイメージ図なのでそのあたり表現がしづらいんですが、現在の都市計画マスタープランでは「田園」という言い方をさせていただいている地域になっています。今回は自然環境と言い方を変えさせていただいるんですが、どちらがいいのかも含めて今後検討させていただきたいと考えておりますが、先ほど私からお答えさせていただいたとおり、住居を市街化調整区域に広げると既存の住居地域が空き家になるということが出てまいりますので、特に小牧市においては、住居については慎重に検討させていただきたいという方向で検討させていただいております。

【大塚会長】

ほかによろしいでしょうか。

それでは、今幾つか意見を出していただきましたので、そうした意見を踏まえて、今後都市計画マスタープランの策定作業を進めていただければと思います。

次に、日程第 5 その他に移りたいと思いますが、その他について事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（永井課長）】

事務局から、2 点ご連絡を申し上げます。

1 点目でございますが、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成いたしました。まずは委員の皆様方に内容のご確認をいただければと思います。その後、大塚会長及び本日の議事録署名者のお二人の委員にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて速やかに公開させていただきます。

次に、2 点目といたしまして、次回の審議会の開催予定でございます。

次回につきましては、来年 2 月か 3 月で開催させていただきたいと考えております。その際の会議の内容といたしましては、都市計画マスタープランの全体構想（案）についてを予定しております。

【大塚会長】

そのほか、皆様方から会議全体を通して何かご発言いただくことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了といたします。

これをもちまして平成 30 年度第 2 回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

慎重にご審議いただきまして、どうもありがとうございました。